

## 愛知県農業水産局及び農林基盤局設計変更事務取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下、「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 設計変更とは愛知県財務規則第134条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に通知することを含むものとする。

### (設計変更理由)

第3 設計変更は、愛知県公共工事請負契約約款、愛知県公共土木設計業務委託契約約款及び愛知県建築設計業務委託契約約款に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合
- コ 事業の進捗を図ることを特に必要とする場合。

(3) 許認可上の処理に伴うもの。

## 2 前項の語句の定義

### (1) 前項(1)アについて

「その他不可抗力」には、賃金・物価の変動を含む。

### (2) 前項(1)イについて

「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業とする。

### (3) 前項(1)ウについて、

円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。

なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

### (4) 前項(1)エについて

「安全対策に基づく場合」とは、交通誘導員、仮設工等が必要となる場合やその数量を変更する場合である。

### (5) 前項(2)オについて

「建設リサイクル法等に基づく場合」とは、建設リサイクル法による特記事項の数量、処理方法、処理場等の変更する場合である。

### (6) 前項(2)コについて

本項は、別途に発注すべきいとまがない場合において、既発注工事の事業効果或は投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。

なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

## (設計変更による契約変更の範囲)

第4 工事等の設計変更による契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

### (1) 設計変更による増加の額又は累計増加の額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。

ただし、別件発注するのが妥当な場合は除くものとする。

### (2) 現に施行中の工事等と分離して施行することが著しく困難な場合であって設計変更による増加の額又は累計増加の額がやむを得ず当初契約金額の30パーセントを超える場合。

### (3) 設計変更により減額する場合。

## (設計変更の手続)

第5 設計変更はその必要が生じた都度、知事(本庁施工工事)又は所長(本庁施工工事を除く本庁契約工事及び所長委任工事)が、行わなければならない。

ただし、その増減額が当初契約金額から20パーセント以下の変更(以下「軽微な変更」という。)の範囲を超えるまでの変更は、契約期間の末までにまとめて行うことができるものとする。

2 軽微な変更の範囲を超えて設計変更の手続きを行った場合において更に変更契約を行うときは、契約変更後の増減額が当初契約金額の20パーセント以下の額にあたる変更は軽微な変更として取り扱うものとする。

ただし、当初契約金額からの増減額の累計額が当初契約金額の30パーセントの額を超える場合は適用しないものとする。

3 第3条に該当するものとして、契約約款（条件変更）の規定に基づき、請負者から条件変更確認請求通知書（様式1）の通知があった場合、又は発注者自ら事実を発見した場合は、調査を行ったうえ調査結果を条件変更確認通知書（様式2）により請負者に通知しなければならない。

4 前項によるほか、必要な設計図書の変更は、知事又は所長が当該変更の内容を設計変更通知書（様式3）により、請負者に対し設計変更内容を通知しなければならない。

（契約変更の手続）

第6 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な変更の範囲を超えるまでの変更は、契約期間の末までにまとめて行うことができるものとする。

2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、本要領第3の「設計変更」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行するものとする。

ただし、既契約の工事については、従前の例によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行するものとする。

# 第 回条件変更確認請求通知書

年 月 日

愛知県知事 殿  
(〇〇農林水産事務所長 殿)

〇〇建設株式会社  
代表者 〇〇〇〇

年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県公共工事請負契約約款第19条第1項に基づき、別紙（通知事項等）により通知します。

記

工事名:

# 第 回条件変更確認請求通知書

年 月 日

愛知県知事殿  
(〇〇農林水産事務所長 殿)

〇〇コンサルタント株式会社  
代表者 〇〇〇〇

年 月 日付けで契約した下記委託業務について、愛知県公共土木設計業務等委託契約約款第18条第1項に基づき、別紙（通知事項等）により通知します。

記

委託業務名:

別紙(通知事項等)

確認項目	確認請求通知事項【請負者】(A) 様式1「条件変更確認請求通知書」の通知事項等	確認通知事項【発注者】(B) 様式2「条件変更確認通知書」の通知事項等	備考
設計図書			
現場条件			
他事業・地元調整			
その他			

※ 請負者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し、様式1に添付し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。

※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し、様式2に添付し通知すること。

# 第 回条件変更確認通知書

〔文 書 番 号〕  
年 月 日

〇〇建設株式会社  
代表者 〇〇〇〇 様

愛 知 県 知 事  
(〇〇農林水産事務所長)

年 月 日付けで通知のありました下記工事の第 回条件変更確認請求通知書について、愛知県公共工事請負契約約款第19条第3項に基づき、別紙（通知事項等）により通知します。

記

工事名：

# 第 回条件変更確認通知書

[文 書 番 号]  
年 月 日

〇〇コンサルタント株式会社  
代表者 〇〇〇〇 様

愛 知 県 知 事  
(〇〇農林水産事務所長)

年 月 日付けで通知のありました下記委託業務の第 回条件変更確認請求通知書について、愛知県公共土木設計業務等委託契約約款第18条第3項に基づき、別紙（通知事項等）により通知します。

記

委託業務名：



別紙(通知事項等)

確認項目	確認請求通知事項【請負者】(A) 様式1「条件変更確認請求通知書」の通知事項等	確認通知事項【発注者】(B) 様式2「条件変更確認通知書」の通知事項等	備考
設計図書			
現場条件			
他事業・地元調整			
その他			

※ 請負者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し、様式1に添付し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。

※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し、様式2に添付し通知すること。

# 第 回設計変更通知書

[文 書 番 号]  
年 月 日

〇〇建設株式会社  
代表者 〇〇〇〇 様

愛 知 県 知 事  
(〇〇農林水産事務所長)

第 年 月 日付けで契約した下記工事について、愛知県公共工事請負契約約款  
第 条に基づき通知します。

## 記

工事名		
設 計 変 更 事 項		要領第3該当項目

# 第 回設計変更通知書

[文 書 番 号]  
年 月 日

〇〇コンサルタント株式会社  
代表者 〇〇〇〇 様

愛 知 県 知 事  
(〇〇農林水産事務所長)

年 月 日付けで契約した下記委託業務について、愛知県公共土木設計業務  
等委託契約約款第 条に基づき通知します。

## 記

委託業務名		
設 計 変 更 事 項		要領第3該当項目

設計変更事務のフロー

( )は、委託契約約款

	発注者	請負者	備考
条件変更確認請求通知書	<p>監督員が受理</p> <p>↓</p> <p>課長まで決裁</p>	<p>契約約款第19(18)条第1項に基づき発注者に通知</p>	<p>発注者自ら条件変更を発見した場合は「条件変更確認請求通知書」を必要としない</p> <p>請負者が調査の立会に応じない場合は請負者の立会を得ずに調査できる</p>
条件変更確認通知書	<p>発注者（監督員）は請求又は自ら条件変更を発見した場合に契約約款同条第2項に基づき請負者と立会のうえ調査</p> <p>↓</p> <p>契約約款同条第3項に基づき、監督員が調査結果により作成し、課長まで決裁のうえ請負者に通知</p> <p>↓</p> <p>設計変更となる場合</p>	<p>受 理</p>	<p>請負者への通知は調査後14日以内に行う期間内に通知できないやむを得ない理由がある場合は請負者の意見を聴き期間を延長できる</p>
設計変更通知書	<p>契約約款第19(18)条第4項及び第20(19)条に基づき監督員が設計変更の内容をとりまとめ、課長まで決裁のうえ、請負者に通知。</p>	<p>受 理</p>	<p>発注者が、設計図書を変更する必要があると認められるときは、契約約款第20(19)条に基づき監督員が設計変更の内容をとりまとめ、課長まで決裁のうえ、請負者に設計変更通知書により通知する。</p>
変更契約	<p>軽微な変更の場合は一括して変更設計書を作成、審査</p> <p>↓</p> <p>軽微な変更とならない場合はその都度変更設計書を作成、審査</p> <p>↓</p> <p>契約約款第24(24)条、第25(25)条による協議</p> <p>↓</p> <p>変更契約</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約約款第24(24)条に基づき工期（履行期間）の変更について、発注者と請負者とが協議して定める。</li> <li>・ 契約約款第25(25)条に基づき請負代金額（業務委託料）の変更について、発注者と請負者とが協議して定める。</li> </ul>